

違反広告物の除却等処理要綱

目次

第1章 総則(第1条―第4条)

第2章 調査等(第5条)

第3章 簡易除却(第6条―第9条)

第4章 略式代執行(第10条・第11条)

第5章 行政代執行(第12条―第20条)

第6章 告発(第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)及び郡山市屋外広告物条例(平成8年郡山市条例第57条。以下「条例」という。)に違反する屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件(以下「違反広告物」という。)に対する除却及び必要な措置(以下「除却等」という。)に関する処理手続を定めるものとする。

(違反広告物)

第2条 除却等の対象となる違反広告物は、次の各号のいずれかに違反するものをいう。

- (1) 条例第3条の禁止地域等の規定
- (2) 条例第4条の禁止物件の規定
- (3) 条例第5条の許可地域等の規定
- (4) 条例第9条の禁止広告物の規定
- (5) 条例第14条の管理義務の規定
- (6) 条例第15条の除却義務の規定

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) はり紙 紙、布、ビニール等を使用して作成されたもので、テープ、のり等で貼り付け、又はくり付ける等容易に取り外すことができるポスター、ビラ類をいう。
- (2) はり札等 ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板等のように比較的軽易なものからなる板に紙を貼ったものを、工作物及び街路樹等にひも、針金等をつるし、又はくり付ける等容易に取り外すことができる状態で取り付けられたものをいう。
- (3) 広告旗 容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。
- (4) 立看板等 容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含

む。)をいう。

(代執行の主体)

第4条 代執行の主体は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長の命じた者
- (2) 市長の委任した者(簡易除却に限る。)
- (3) 市長の命じた者の監督の下に除却等の事実行為を委託された第三者(簡易除却に限る。)

第2章 調査等

第5条 市の当該職員は、現地調査を実施し、違反広告物を発見したときは、違反広告物調査台帳(第1号様式)を作成しなければならない。

- 2 市長は、違反広告物が他の法令に違反すると思われるときは、速やかに関係機関に通報し、違反の有無を確認しなければならない。

第3章 簡易除却

第6条 はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の簡易除却(法第7条第3項又は第4項の規定による除却をいう。以下この章において同じ。)の成立要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) はり紙にあつては第2条各号に違反していることが明白であること。
- (2) はり札等、広告旗又は立看板等にあつては第2条各号に違反していることが明白であり、かつ、管理されずに放置されていることが明白であること。

(通告)

第7条 市長は、簡易除却の実施にあたって違反広告物の設置者又は管理者に対して当該広告物を7日以内に除却する旨及び次条第2項の規定による処分について、文書又は口頭により通告する。ただし、禁止物件に掲出されている当該広告物にあつては、直ちに除却する旨を口頭で通告する。

(保管等)

第8条 市長は、違反広告物を除却した後、善良な管理者の注意をもって当該広告物を7日間保管しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する期間内に当該除却した広告物の引取りがなければこれを処分することができる。

(解釈)

第9条 第6条の要件に該当するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、第5章の適用がないものと解してはならない。

第4章 略式代執行

(不確知広告物の除却)

第10条 市の当該職員は、広告物を表示し、設置し、又はこれらを管理する者の所在を確知することができない違反広告物(以下「不確知広告物」という。)を除却する場合は、あらかじめ市長にその状況を報告するものとする。

(告示)

第 11 条 市長は、不確知広告物のうち広告物を掲出する物件を除却する場合は、次に掲げる事項を告示する。

- (1) 当該物件を設置した者は、告示後 5 日以内に除却すること。
- (2) 前号に規定する期間内に当該物件を設置者が除却しないときは、市長が当該物件を除却すること。

第 5 章 行政代執行

(勧告)

第 12 条 市長は、違反広告物を表示し、設置し、又はこれらを管理する者(以下「違反広告物の設置者等」という。)に対し、違反広告物の自主的な除却又は条例第 16 条第 1 項の必要な措置(以下「措置」という。)を行うべき旨を文書(第 2 号様式)により勧告するものとする。

- 2 市長は、違反広告物の掲出に場所を提供している土地又は建物の所有者(以下「土地の所有者等」という。)に対し、前項の違反広告物の設置者等と協力して自主的に違反広告物の除却又は措置を行うよう文書(第 2 号様式)により勧告するものとする。

(是正指導、命令等)

第 13 条 市長は、前条の勧告後においても違反広告物の除却又は措置がなされていない場合は、当該違反広告物の設置者等の来庁を求め事情聴取及び是正指導を行うものとする。ただし、当該勧告の内容が、緊急を要する措置である場合(当該外が除却である場合を除く。)は、事情聴取及び是正指導を行わず、その措置を命ずることができる。

(除却命令等)

第 14 条 市長は、前 2 条の勧告、指導等によっても違反広告物の除却又は措置がなされない場合、当該違反広告物を表示し、又は設置する者に対し、条例第 18 条の規定に基づき文書(第 3 号様式)により除却命令をすることができる。

- 2 市長は、前項の除却命令を行ったときは、その旨を当該土地の所有者等に対しても通知するものとする。

(戒告)

第 15 条 市長は、第 14 条第 1 項の規定による除却命令を行った後相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、前条第 1 項の除却命令を受けた者(以下「除却義務者」という。)に対し、代執行をなすべき旨をあらかじめ文書(第 4 号様式)で戒告をしなければならない。

- 2 市長は、戒告期限経過後であっても除却義務者の履行が期待されるときは文書で再戒告をすることができる。
- 3 市長は、前 2 項の代執行の戒告を行ったときは、その旨を当該土地の所有者等に対し通知するものとする。

(代執行令書)

第 16 条 市長は、戒告を受けた除却義務者が前条に規定する期限までに除却を履行しない

場合、代執行令書(第5号様式)により次の事項を通知するものとする。

- (1) 代執行をなすべき時期
- (2) 代執行のために派遣する執行責任者の氏名
- (3) 代執行に要する費用の概算による見積額

2 市長は、前項の代執行令書の通知をしたときは、その旨を当該土地の所有者等に対しても通知するものとする。

(代執行)

第17条 市長は、次の各号のいずれにも該当するときに代執行を行うことができる。

- (1) 他の手段によって履行を確保することが困難であること。
- (2) 義務の不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること。

2 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、執行責任者たる本人であることを示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(物件の引渡し)

第18条 市長は、代執行開始前に除却義務者に対し、代執行に伴う解体資材等の物件を除却義務者が引き取るべき旨の通知(第6号様式)をしなければならない。

2 市長は、代執行を行った後は、解体資材等の物件を除却義務者に引き渡す等除却義務者が当該物件を占有管理しうる状態におかなければならない。

(納付命令)

第19条 市長は、代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納付期限日を定めて、除却義務者に対し文書でその納付を命じなければならない。

(強制徴収)

第20条 市長は、除却義務者が納付期日までに前条に規定する費用を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

第6章 告発

第21条 市長は、違反広告物の設置者が、違反を繰返し、除却命令に従わない等その違反の程度が著しく、公益を害すると認められるときは、警察署長に告発するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。